

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について											2. 就学援助制度の申請書の配布方法										
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）										
							（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（2）ケの内容										
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他（2）	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会で全児童もしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に申請書を配布	カ. 制度案内等は教育委員会で希望者に申請書を配布	キ. その他（内容）を2.（2）に記入してください。）						
（2）ケの内容											（3）就学援助制度周知の工夫																	
該当団体数	55	55	55	53	50	1	50	30	25	36	36	36	14	4	19	19	24	37	21	4	2	8	6	16	16			
千葉県	千葉市	教育委員会事務局学校教育部学務課	043-245-5928	gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp	https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokoyoku/gakuji/shuugakuennjo.html		○	○									・市政だよりに記載 ・お知らせ等に援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書やお知らせ申請書を作成								○	・各学校で制度案内および申請書を配布。 ・ホームページ上で申請書、制度案内とともにダウンロードすることが可能。		
千葉県	銚子市	学校教育課学校教育室	0479-24-8197	gakkyou@city.choshi.lg.jp	http://www.city.choshi.chiba.jp/education/ky_gakkou/benri.html#syugakuennjo		○	○									児童扶養手当担当課へ相談者に対して、就学援助の案内を配付してもらうよう依頼。	○										
千葉県	市川市	学校教育部 就学支援課	047-704-0256		http://www.city.ichikawa.lg.jp/edu03/1111000003.html		○	○									児童扶養手当担当課において、就学援助制度の書類を配布	○	○									
千葉県	船橋市	船橋市教育委員会学校教育部学務課	047-436-2858	gakumu@city.funabashi.lg.jp	http://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/teate/005/p008693.html		○	○	○	○	○	○					援助対象となる年間所得の目安額等を記載	○	○									
千葉県	館山市	館山市教育委員会 教育部 教育総務課	0470-22-3685	kyousoumu@city.tateyama.chiba.jp	http://www.city.tateyama.chiba.jp/kyousoumu/page000278.html		○	○																				
千葉県	木更津市	木更津市教育委員会 教育部 学校教育課	0438-23-5259	a.kobayashi@city.kisarazu.lg.jp	http://www.city.kisarazu.lg.jp		○		○	○	○	○																
千葉県	松戸市	学校教育部学務課	047-366-7457	mcgakumu@city.matsudo.chiba.jp	http://www.city.matsudo.chiba.jp/kyoiku/kakusyutetuduki/tetsuduki/shugakuennjo.html		○											進級時だけでなく学期毎全員に就学援助制度の書類を配布している	○									
千葉県	野田市	教育委員会 学校教育部 学校教育課	04-7125-1111	gakkou@mail.city.noda.chiba.jp	http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/1000536.html		○											年2回（4月と9月頃）、市内小・中学校に就学援助についてのお知らせを配布している。	○									
千葉県	茂原市	教育部学校教育課	0475-20-1558	gakkou@city.mobara.chiba.jp	http://www.city.mobara.chiba.jp/		○	○	○	○	○																	
千葉県	成田市	教育委員会 教育部 学務課	0476-20-1581	gakumu@city.narita.chiba.jp	https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page197100.html		○	○	○	○	○	○	○	○	○		関係各課での周知（成田市の各種事業を掲載している冊子に掲載、子育て関係事業のチラシに掲載など）	○	○							○	教育委員会へ就学援助について相談・問合せに来庁した市民等に対し、制度の説明と共に申請書や記載例等を配付	
千葉県	佐倉市	佐倉市教育委員会 学務課	043-484-6186	gakumu@city.sakura.lg.jp	http://www.city.sakura.lg.jp/0000002801.html		○	○																				
千葉県	東金市	教育部学校教育課学務係	0475-50-1184	gakkyo@city.togane.lg.jp	http://www.city.togane.chiba.jp/0000000591.html		○	○									・入学説明会での制度案内の配付 ・学校だよりへの制度案内の掲載を各学校へ依頼。	○										
千葉県	旭市	旭市教育委員会 学校教育課	0479-55-5724		http://www.city.asahi.lg.jp		○	○	○	○	○	○																
千葉県	習志野市	習志野市教育委員会学校教育部学校教育課	047-451-1133	gakyoiiku@city.narashino.lg.jp	http://www.city.narashino.lg.jp		○	○	○	○	○	○						転入者に就学援助制度の案内を配布している。	○									
千葉県	柏市	柏市教育委員会学校教育部学校教育課	04-7191-7367	gakkokyoiku@city.kashiwa.chiba.jp	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/270100/p003812b.html		○	○	○	○	○	○						・援助対象となる年間収入の目安額を記載。 ・各学校にて転入者には就学援助制度の案内及び申請書を配付			○					○	制度案内、申請書は市ホームページからダウンロードしても使用可能	
千葉県	勝浦市	勝浦市教育委員会 教育課	0470-73-6664	kyoiku@city.katsuura.lg.jp	http://www.city.katsuura.lg.jp/forms/top/top.aspx		○		○	○	○	○																
千葉県	市原市	市原市教育委員会 学校教育課学務係	0436-23-9848	gakkokuyoiiku@city.ichihara.lg.jp	https://www.city.ichihara.chiba.jp/kosodate/shouchu/kyoiku_top/gakkoujouhou/nyugakuiroiro/syugakuennjo.html		○		○	○	○	○																
千葉県	流山市	学校教育課	04-7150-6104	gakkokuyoiiku@city.nagareyama.chiba.jp	http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1001300/1001301/1001374/index.html		○	○	○	○	○	○																
千葉県	八千代市	八千代市教育委員会 学務課	047-481-0302	gakumu1@city.yachiyo.chiba.jp	http://www.yachiyo.ed.jp/		○	○									・就学時健康診断時に就学援助制度のお知らせを配布 ・2学期当初の学校だよりに掲載を依頼	○										
千葉県	我孫子市	教育委員会教育総務部学校教育課学務担当	04-7185-1268	abk_gakkokuyoiiku@city.abiko.lg.jp	https://www.city.abiko.chiba.jp/kosodate/gakko_houkago/shogaku_chugaku/soudan_ennjo/shoreihojokin.html		○																					
千葉県	鴨川市	鴨川市教育委員会学校教育課	04-7094-0512	gakko@city.kamogawa.lg.jp	http://www.city.kamogawa.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/oshirase/1502363799663.html		○																					
千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市教育委員会 学校教育課 学務保健室	047-445-1501	gakumuhoken@city.kamagaya.chiba.jp	http://www.city.kamagaya.chiba.jp		○										・就学時健康診断の際に、保護者に書類を配付のうえ説明している。 ・福祉面から子育てをサポートする担当課が作成するハンドブックにてお知らせを掲載している。 ・必要に応じて窓口で案内している。	○								○	必要に応じて教育委員会から希望者へ配付している。	
千葉県	君津市	教育部学校教育課	0439-56-1415	gakkou@city.kimitsu.lg.jp	http://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/39/2329.html		○	○	○	○	○	○						保護者宛のお知らせ文に目安となる収入を記載	○	○								
千葉県	富津市	学校教育課	0439-80-1339	mb034@city.futtsu.chiba.jp	http://www.city.futtsu.lg.jp/0000001767.html		○	○																				
千葉県	浦安市	教育委員会 教育総務部 学務課	047-712-6742	gakumu@city.urayasu.lg.jp	http://www.city.urayasu.lg.jp/		○	○	○	○	○	○						・年度途中、離婚等によりひとり親家庭になった等で子ども課等へ手続きに来た際には、学務課に案内し制度の説明をしている。 *平成30年度より 保護者に配布文書変更	○								○	新1年生（小・中）に対して、9月中旬に制度のお知らせ及び申請書を郵送している（就学時健康診断・小規模学校選択制度のお知らせと同時している）

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																		(2) ソ、タ、チを選択した場合						(3) ツに○をし		III 就学援助率						
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																		基準根拠						目金額(年額)		(4) (2)(3)の補足		(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度		
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割)課税(所得割又は均等に記入してください。)	テ.その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	課税所得等の分類			目金額(年額)万円	係数(倍率)倍	目金額(年額)万円							
該当団体数	55	32	31	28	28	28	36	15	9	25	27	14	9	15	19	25	12	10	0	10	47	47	47	47	47	0	0	21	10	55	55			
千葉県	千葉市	○	○		○	○	○	○		○	○			○							1	課税所得			24	12	269					10%未済	10%未済	
千葉県	銚子市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○								1.5	その他			24	4	365			給与収入(税引き前)		10%未済	10%未済	
千葉県	市川市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○							1.1	課税所得			25	4	338			認定基準は、生活保護基準の1.10倍未済		10%未済	10%未済	
千葉県	船橋市						○							○							1.5	その他			25	4	476			収入		10%未済	10%未済	
千葉県	館山市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						1.3	その他			29	12	359			基準根拠の課税所得等の分類は総所得、退職所得、山林所得、児童扶養手当、遺族年金、養育費の合計	市町村民税が均等割のみの者・雇用保険が支給されている者・その他、教育委員会が必要と認めた者	10%未済	10%未済	
千葉県	木更津市	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○			1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額			24	12	316					10%未済	10%未済	
千葉県	松戸市	○	○	○	○	○	○			○	○			○							1.1	課税所得			25	4	363				保護者の突発的な事故等により生活に困窮しており、学校長の所見が添付され、その所見が認められた者		15%未済	15%未済
千葉県	野田市						○														1.5	その他			25	4	400			給与収入		15%未済	15%未済	
千葉県	茂原市																○				1.3	課税所得			25	4	304					10%未済	10%未済	
千葉県	成田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○																	質問1のアからカ、ケからサ、ス、セのいずれかに該当するもの(被保護者を除く)であり、かつ、生活保護基準の1.3倍の額に学校給食費の実費相当額を合算した基準により判断している。なお、生活保護基準は、平成25年8月の改正以前の基準により審査を行っている。基準根拠については、世帯員の所得の合計額並びに養育費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金その他教育長が認める財産及び諸収入を合算した額としている。基準額の時期については、4月から6月の認定に当たっては前々年度、7月から3月の認定に当たっては前年度を原則として、収入額等に変化があるときは当該年の見込額としている。目金額(年額)は285万円である。	10%未済	10%未済
千葉県	佐倉市																				1.3	その他			25	4	365			基準根拠として、所得は、合計所得金額+その他収入額-社会保険料控除額-生命保険料控除額-地震保険料控除額。生活保護基準額は、基準額引き下げ前の基準額を根拠としている。		10%未済	10%未済	
千葉県	東金市													○							1.3	その他			25	4	322			【課税所得等の分類】 総収入、【基準額の時期】 5年前の年度		10%未済	10%未済	
千葉県	旭市																															ソの要件かつア〜キ、ケ、コ、あるいは以下の要件のいずれか1つを満たす者 ※その他の要件 ・世帯更正資金貸付制度による貸付けを受けた者 ・その他生活に困窮していると認められる者	5%未済	5%未済
千葉県	習志野市	○	○				○				○										1.3	課税所得			25	4	357						10%未済	10%未済
千葉県	柏市	○		○	○	○	○			○	○			○							1.5	その他			25	4	383			(2) 基準根拠「その他」の内容=収入額	失業により求職者給付を受けていること。離婚調停中などにより、生計中心者の援助がないこと。家族の病気などにより生活が困難なこと。	15%未済	10%未済	
千葉県	勝浦市																		○		1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額			24	12	302						15%未済	15%未済
千葉県	市原市													○							1.32	総所得(諸控除前)			30	4	315			平成25年4月時点の生活保護基準と同水準を維持するよう倍率を設定している。		15%未済	15%未済	
千葉県	流山市	○	○	○	○	○	○			○	○			○							1.1	総所得(諸控除前)			25	1	357			災害、死亡等の個別対応		15%未済	10%未済	
千葉県	八千代市						○														1.3	総所得(諸控除前)			25	4	350			平成25年4月の生活保護基準を利用 世帯の合計所得額が世帯の合計必要額の1.3倍未済(児童扶養手当を受給している場合は2.1倍未済)		10%未済	10%未済	
千葉県	我孫子市	○					○														1.5	課税所得			25	4	350						15%未済	15%未済
千葉県	鴨川市	○	○	○	○	○	○			○	○			○																		家庭状況や学校長、民生委員の意見を参考にして、総合的に判断し、認定している。	10%未済	10%未済
千葉県	鎌ヶ谷市																				1.3	総所得(諸控除前)			25	4	411			・収入が生活保護基準の1.3倍未満の者を準要保護Ⅰ段階、1.3倍以上1.5倍未満の者を準要保護Ⅱ段階とする。 ・目金額は、準要保護Ⅰ段階の借入・借家(家賃の限度額59,800円)にて基準額を算出。		10%未済	10%未済	
千葉県	君津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得			25	4	317			給与所得控除後の金額		15%未済	10%未済	
千葉県	富津市																				1.2	課税所得			30	4	320			目金額：必要額(1ヶ月)220,706円×12ヶ月×1.2倍=3,178,166円		10%未済	10%未済	
千葉県	浦安市						○														1.3	総所得(諸控除前)			24	4	441			(1) 認定基準について、生活保護、児童扶養手当受給中以外については、収入審査が必要なことから、(タ)に集約した。		10%未済	10%未済	

I 都道府県	II 平成30年度準要保護認定基準 (1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）	II 平成30年度準要保護認定基準														(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		III 就学援助率											
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業者が職業安定所登録日雇労働者	ク、P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ、特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ、市区町村民税（所得割）課税（均等割）課税に記入していただく。	テ、その他（内容を(5)に記入してください。）	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円	(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度			
																			課税所得等の分類	年	月	万円											
																			倍				万円										
千葉県	四街道市	○	○	○	○	○	○	○	○	○									1.5	総所得（諸控除前）	25	8	380								10%未満	10%未満	
千葉県	袖ヶ浦市	○	○	○	○	○													1.5	課税所得	24	12	367								10%未満	10%未満	
千葉県	八街市																							○							生活保護基準をもとに収入状況だけでなく各種手続の減免、免除状況や学校生活の状況、集金の納付状況等を総合的に勘案し認定している	10%未満	10%未満
千葉県	印西市	○																	1.3	総所得（諸控除前）	29	4	280			8月以降の認定は、当年度7月の基準を使用している					5%未満	5%未満	
千葉県	白井市	○	○	○	○	○	○																	○							教育委員会が特に就学奨励費の支給が必要であると認めた者	10%未満	10%未満
千葉県	富里市																		1.5	その他	24	3	418			合計収入額（税引前・前年中）					10%未満	10%未満	
千葉県	南房総市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.5	総所得（諸控除前）	29	12	293								5%未満	5%未満	
千葉県	匝瑺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○									1.3	課税所得	30	4	360								10%未満	10%未満	
千葉県	香取市																		1.5	その他	25	4	332			総収入金額（諸控除前）					10%未満	10%未満	
千葉県	山武市																		1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	266								15%未満	15%未満	
千葉県	いすみ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	301								10%未満	10%未満	
千葉県	大網白里市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	その他	30	4	365			収入（事業収入については、総所得）					10%未満	10%未満	
千葉県	酒々井町																		1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	244								10%未満	10%未満	
千葉県	栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1	課税所得	29	6	220								5%未満	5%未満	
千葉県	神崎町	○																	1.5	課税所得	24	4	317								5%未満	5%未満	
千葉県	多古町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	課税所得	30	4	387								10%未満	10%未満	
千葉県	東庄町																		1.5	その他	29	4	428			給与収入（税引き前）					5%未満	0%	
千葉県	九十九里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	課税所得	24	4	345								10%未満	10%未満	
千葉県	芝山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																5%未満	10%未満	
千葉県	横芝光町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																10%未満	15%未満	
千葉県	一宮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	302								10%未満	10%未満	
千葉県	睦沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	その他	30	4	480			給与収入（税引き前）					10%未満	10%未満	
千葉県	長生村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	282								10%未満	15%未満	
千葉県	白子町																		1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	304						特別な事情（失業・離婚等）		5%未満	10%未満	
千葉県	長柄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	総所得（諸控除前）	25	3	278								10%未満	10%未満	
千葉県	長南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	課税所得	25	3	301								10%未満	5%未満	
千葉県	大多喜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	その他	29	12	270			基準根拠 課税所得の分類→収入額（基礎控除等差引後） 基準額の時期 →前年12月末					10%未満	10%未満	

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度半要保護就学援助額																												(2) 補足事項									
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
		(1) 費目毎の援助額																																					
学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費															
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
該当団体数	55	0	0	0	8	8	8	47	47	0	0	0	0	8	8	8	47	47	0	26	26	0	1	1	1	0	0	0	46	46	0	7	7	7	1	1	1	42	
千葉県	千葉市						○	11,420								○	40,600		○	43200								○	2,500										・実費支給費目については、H30年度予算をもとに記載している。 ・小学校入学準備金については、小学校入学予定者として支給予定。
千葉県	銚子市						○	11,420								○	40,600		○	0								○	22,000									平成30年度予算計上単価で記入	
千葉県	市川市						○	11,420								○	40,600		○	0								○	23,900									支給平均額については、30年度予算に計上した単価で記入。	
千葉県	船橋市						○	11,420								○	40,600		○	7472								○	22,214									通学費、修学旅行費の支給平均額は、29年度実績額	
千葉県	館山市						○	11,420								○	40,600		○	0								○	23,163									支給平均額は、平成29年度の実績による。	
千葉県	木更津市						○	11,420								○	40,600		○	20,600								○	20,600									修学旅行費：30年度予算に計上した単価	
千葉県	松戸市						○	11,420								○	40,600		○	11127								○	25,000									「平均支給額」欄について ・通学費は、29年度実績額を記入 ・修学旅行費は、30年度予算単価を記入	
千葉県	野田市						○	11,420								○	40,600		○	20,316								○	20,316									修学旅行費：H29年度実績額	
千葉県	茂原市						○	11,420								○	40,600		○	0								○	22,200									通学費は、支給対象費目だが実績なし。	
千葉県	成田市			○		13,650	13,650									○	40,600		○	11000								○	21,490									・支給平均額は平成30年度予算単価を使用。 ・学用品費と通学用品費は合算で、上限額は6年生の額。	
千葉県	佐倉市						○	11,420								○	40,600		○	22,650								○	22,650									支給平均額について、修学旅行費は平成30年度予算計上単価を記載	
千葉県	東金市						○	11,420								○	40,600		○	23,000								○	23,000									支給平均額は、30年度予算に計上した単価。	
千葉県	旭市						○	11,420								○	40,600		○	0								○	27,000									・通学費実績なし ・修学旅行費及び医療費の支給平均額は予算計上額 ・学用品費(1年)11,420円、2～6年は記載のとおり。 ・通学用品費は学用品費に含む。 ・通学費は30年度執行見込額。 ・修学旅行費は予算単価。	
千葉県	習志野市						○	13,650								○	40,600		○	36090								○	23,000									・修学旅行の「給与平均額」は、平成30年度予算に計上した単価を記入。 ・修学旅行、校外活動費(宿泊を伴うもの)は原則実費であるが、見学という費目において上限額を設けている。	
千葉県	柏市						○	11,420								○	40,600		○	60000								○	25,000									新入学児童生徒学用品費等の入学前支給については入学準備金として費目を変更している。	
千葉県	市原市						○	11,420								○	40,600		○	39388								○	21,180	20,776								通学費、修学旅行費の支給平均額は、平成29年度実績額	
千葉県	流山市						○	11,420								○	40,600		○	20,500								○	20,500										
千葉県	八千代市						○	11,420								○	40,600		○	10000								○	25,000										
千葉県	我孫子市						○	11,420								○	40,600		○	23,000								○	23,000										
千葉県	鴨川市						○	13,650								○	40,600		○	21,084								○	21,084									支給平均額は平成29年度支給実績から平均値を算出した。	
千葉県	鎌ヶ谷市			○		11,420	10,192					○	40,600	40,600					○	23,794								○	23,794									平均支給額については、29年度実績により記入。	
千葉県	君津市						○	11,420								○	40,600		○	34000								○	20,400									執行見込額は、30年度予算に計上した単価で記載している。	
千葉県	富津市						○	11,420								○	40,600		○	0								○	21,490	20,165								・支給平均額：平成29年度実績額 ・通学費：富津市遠距離通学費補助金制度による補助有りのため、実績なし ・新入学学用品費等：1年生は40,600円、6年生は47,400円	
千葉県	浦安市						○	11,420								○	40,600		○	22,002								○	22,002									・学用品費および通学用品費について、途中認定については月割で支給 ・通学用品費については第2～6学年に支給 ・修学旅行費などの実費額について、平成29年度実績を記載	

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度半要保護就学援助額																												(2) 補足事項										
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
		(1) 費目毎の援助額																																						
学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
千葉県	四街道市					○	11,420								○	40,600										○	26,606													
千葉県	袖ヶ浦市					○	11,420								○	40,600											○	22,000									修学旅行費は実費相当額を支給。22,000円は平成30年度予算計上額			
千葉県	八街市					○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490									
千葉県	印西市			○	13,650	13,650						○	40,600	40,600					○	10000							○	25,000										・学用品費と通学用品費は費目を同一とする。上限額13,650円。 ・支給平均額は医療費を除き30年度予算単価に計上した単価。		
千葉県	白井市					○	11,420								○	40,600				○	0						○	23,500										「支給平均額」欄については、30年度予算に計上した単価		
千葉県	富里市			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600					○	17435							○	20,943										通学費・就学旅行費は29年度実績 他は30年度単価		
千葉県	南房総市					○	11,420								○	40,600						○	39,290	0				○	21,490	21,490								・通学費については実績がない。 ・支給平均額については平成30年度の予算額を計上。		
千葉県	匝瑺市					○	11,420								○	40,600				○	0						○	24,189										・通学費については、片道の通学距離が4km以上の対象児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費を支給。(交通機関を利用する場合に限る。)ただし、対象児童等が特別支援学級に通学するものである時は、通学距離を問わない。実績なし。 ・「支給平均額」欄については、29年度の実績額。		
千葉県	香取市					○	11,420								○	40,600											○	25,000										H30年度の予算額を記入		
千葉県	山武市					○	11,420								○	40,600											○	22,709												
千葉県	いすみ市					○	11,420								○	40,600				○	0						○	25,000										支給平均額は30年度予算単価を記載		
千葉県	大網白里市					○	11,420								○	40,600											○	21,504										支給平均額は、実績額(平成29年度)により記入。		
千葉県	酒々井町					○	11,420								○	40,600				○	10000						○	23,000												
千葉県	栄町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600													○	25,000												
千葉県	神崎町					○	11,420								○	40,600				○	0						○	0											通学費・修学旅行費は、該当者なし	
千葉県	多古町					○	11,420								○	40,600				○	0						○	24,000											多古町では、電車、バス等公共交通機関での通学者はいないため実績なし。	
千葉県	東庄町					○	11,420								○	40,600											○	21,490	21,490											
千葉県	九十九里町					○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490								
千葉県	芝山町					○	11,420								○	40,600											○	21,490	21,490											
千葉県	横芝光町					○	11,420								○	40,600											○	21,000										支給平均額は平成30年度予算に計上した単価を記入		
千葉県	一宮町					○	11,420								○	40,600											○	27,315										修学旅行費、校外活動費は29年度の実績平均額		
千葉県	睦沢町					○	11,420								○	40,600											○	17,000												
千葉県	長生村					○	11,420					○	31,230	31,230													○	24,000										学用品費と通学用品費を合わせて11,420円		
千葉県	白子町			○	11,100	11,100						○	29,900	29,900													○	25,000	25,000											
千葉県	長柄町					○	11,420								○	20,470											○	24,802											・修学旅行費については、29年度の実績。 ・通学費は定めがない。前回調査では、当該年度の要保護児童について、本来は生活保護費から通学費の支給があるところ、保護費の支給後に当該児童の保護者から生活保護担当へ通学費の請求があった。県の生活保護担当と協議の上、その月の保護費は支給済であることから、その時の通学費のみ、町の扶助費から支出した。	
千葉県	長南町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600													○	20,086										・修学旅行費の平均支給額は平成29年度実績額 ・上限の金額は平成30年度(要綱改正後)の限度額		
千葉県	大多喜町					○	11,420								○	40,600				○	0						○	18,000										通学費は対象費目であるが実績無し		

		IV 平成30年度半要保護就学援助額																																					
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																					
		(1) 費目毎の援助額																																					
①都道府県	②市町村名	学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費				(2) 補足事項									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費		支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
千葉県	御宿町						○	11,420																															「通学費」は実績・予定無し。
千葉県	鋸南町						○	11,420																															平成29年度修学旅行費実績なし。
千葉県	布施学校組合						○	11,420																															「通学費」「修学旅行費」は実績・予定無し。

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項										
		(1) 費目毎の援助額																																						
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費														
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
該当団体数	55	0	0	0	8	8	8	46	46	0	0	0	0	8	8	8	46	46	0	22	22	0	1	1	1	0	0	0	45	45	0	7	7	7	1	1	1	40		
千葉県	千葉市							○	22,320							○	47,400		○	78800							○	41400											実費支給費目については、H30年度予算をもとに記載している。	
千葉県	銚子市							○	22,320							○	47,400		○	0							○	41000											平成30年度予算計上単価で記入	
千葉県	市川市							○	22,320							○	47,400		○	0							○	60400											支給平均額については、30年度予算に計上した単価で記入。	
千葉県	船橋市							○	22,320							○	47,400		○	19856							○	50107											通学費、修学旅行費の支給平均額は29年度実績額	
千葉県	館山市							○	22,320							○	47,400		○	0							○	40898											支給平均額は、平成29年度の実績による。	
千葉県	木更津市							○	22,320							○	47,400		○								○	61432											修学旅行費：30年度予算に計上した単価	
千葉県	松戸市							○	22,320							○	47,400		○	40962							○	64000											「平均支給額」欄について ・通学費は、29年度実績額を記入 ・修学旅行費は、30年度予算単価を記入	
千葉県	野田市							○	22,320							○	47,400		○								○	63120											修学旅行費：H29年度実績額	
千葉県	茂原市							○	22,320							○	47,400		○	0							○	61000											通学費は、支給対象費目だが実績なし。	
千葉県	成田市				○	24,550	24,550									○	47,400										○	57590											・支給平均額は平成30年度予算単価を使用。 ・学用品費と通学用品費は合算で、上限額は3年生の額。	
千葉県	佐倉市							○	22,320							○	47,400										○	60700											支給平均額について、修学旅行費は平成30年度予算計上単価を記載	
千葉県	東金市							○	22,320							○	47,400										○	65000											支給平均額は、30年度予算に計上した単価。	
千葉県	旭市							○	22,320							○	47,400		○	0							○	43200											・通学費実績なし ・修学旅行費及び医療費の支給平均額は予算計上額 ・学用品費（1年）22,320円、2～3年は記載のとおり。 ・通学用品費は学用品費を含む。 ・通学費は、30年度執行見込額。 ・修学旅行費は予算単価。	
千葉県	習志野市							○	24,550							○	47,400		○	61700							○	57756											・修学旅行の「給与平均額」は、平成30年度予算に計上した単価を記入。 ・修学旅行、校外活動費（宿泊を伴うもの）は原則実費であるが、見学という費目において上限額を設けている。	
千葉県	柏市							○	22,320							○	47,400																					○		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給については入学準備金として費目を変更している。
千葉県	勝浦市				○	22,320	22,320						○	47,400	47,400												○	70000												
千葉県	市原市							○	22,320							○	47,400		○	109640									○				○	56670	56245					通学費、修学旅行費の支給平均額は、平成29年度実績額
千葉県	流山市							○	22,320							○	47,400										○	65226												
千葉県	八千代市							○	22,320							○	47,400		○	10000							○	44000												
千葉県	我孫子市							○	22,320							○	47,400										○	64000												
千葉県	鴨川市							○	24,550							○	47,400										○	59539											支給平均額は平成29年度実績から算出した。	
千葉県	鎌ヶ谷市				○	22,320	21,337						○	47,400	28,779												○	70627										・平均支給額については、29年度実績により記入。 ・新入学学用品費については、平成29年度当初の援助単価引き上げを受けて、平成28年度中に中学校入学準備学用品費の支給をした方に対し差額を支給したため、平均支給額が限度額と異なっている。		
千葉県	君津市							○	22,320							○	47,400		○	34000							○	63400											執行見込額は、30年度予算に計上した単価で記載している。	
千葉県	富津市							○	22,320							○	47,400		○	0								○				○	57590	57590					・支給平均額：平成29年度実績額 ・通学費：富津市遠距離通学費補助金制度による補助有り	
千葉県	浦安市							○	22,320							○	47,400										○	55325											・学用品費および通学用品費について、途中認定については月割で支給 ・通学用品費については第2～3学年に支給 ・修学旅行費などの実費額について、平成29年度実績を記載	

		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																
		(1) 費目毎の援助額																																
①都道府県	②市町村名	学用品費					新入学児童生徒学用品費等					通学費					修学旅行費					(2) 補足事項												
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額		現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
千葉県	御宿町																																	「通学費」は実績・予定無し。
千葉県	額南町																																	
千葉県	布施学校組合																																	小学校組合のため中学校は支給対象外。

①都道府県	②市町村名	V その他																VI 自由記述欄 就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足	
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況 (1) 教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況 (1) 教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）									
		ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ. 低廉な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他（※具体的な取組を（2）に記載）	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ. 学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提		ケ. 学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況を情報提供
千葉県	四街道市																		
千葉県	袖ヶ浦市																		
千葉県	八街市	○																	
千葉県	印西市																		
千葉県	白井市																		
千葉県	富里市																		
千葉県	南房総市	○	○																
千葉県	匝瑳市																		
千葉県	香取市																		
千葉県	山武市	○																	
千葉県	いすみ市	○												○					カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 自転車通学をする場合のヘルメット購入費用の一部を助成している。
千葉県	大網白里市																		
千葉県	酒々井町	○																	ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等） 学校（PTA）が卒業する生徒に呼びかけて制服、カバン、ジャージ等を集め、安価に販売している。
千葉県	栄町																		
千葉県	神崎町																		
千葉県	多古町																		
千葉県	東庄町			○															ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償給与 中学校については、制服の購入等について相談があった場合、卒業生から寄付された制服等を貸与している。
千葉県	九十九里町																		
千葉県	芝山町																		
千葉県	横芝光町																		
千葉県	一宮町																	○	
千葉県	睦沢町				○	○													
千葉県	長生村																		
千葉県	白子町	○																	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し 要保護・準要保護に限らずであるが、卒業生の制服を譲り受けサイズ交換等の際に貸し出しをしている。
千葉県	長柄町																		
千葉県	長南町																	○	
千葉県	大多喜町													○					

①都道府県	②市町村名	V その他																	VI 自由記述欄		
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況								2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況									就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足		
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								(1) 教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										(3) その他学校や教育委員会以外での取組	
ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	エ. 低廉な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他（※具体的な取組を（2）に記載）	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他（※具体的な取組を（2）に記載）				
(2) クの内容及び補足説明								(2) コの内容及び補足説明													
千葉県	御宿町																			カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・入学準備金事業として小学校入学児童1人につき3,000円（体操服上下1組程度）、中学校入学生徒1人につき8,000円（ジャージ上下1組程度）を御宿町商店振興会商品券で支給。 ・修学旅行費助成金として小学校児童1人につき10,000円、中学校生徒1人につき35,000円を上限として助成。	
千葉県	鋸南町				○													○			
千葉県	布施学校組合							○											○	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・構成団体である いすみ市、御宿町でそれぞれの助成・補助制度あり。	